

第5回
会津美里町農業委員会定例総会

令和3年4月20日 火曜日 13時30分

会津美里町役場 本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第5回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和3年4月20日 火曜日 13時30分～14時30分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	3番 村松 祐一	2番 眞鍋 伸太郎
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真実	
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	
	推進委員 佐藤 和人	
	推進委員 元木 博人	
	推進委員 眞部 剛	
	推進委員 齋藤 仁	
	推進委員 山田 幸市	
	推進委員 佐藤 健一	
	推進委員 山内 栄一	
	推進委員 佐々木 宏光	
	推進委員 山内 祐太郎	
	農業委員 11名出席／12名	
	推進委員 10名出席／10名	

4. 議事録署名人 9番 柴崎 陽 3番 村松 祐一

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	金子 吉弘
事務局次長	立川 昇
係長	田邊 実千代
主事	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局長 会議の前に、ご報告いたします。2番 眞鍋伸太郎 委員より欠席の届出がありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局長 それでは、ただいまから、第5回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
9番 柴崎 陽 委員、3番 村松 祐一 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号1番、譲渡人 〇〇〇〇、譲受人 〇〇〇〇。なお、〇〇〇〇は80歳と高齢ですが、この土地については孫が移住してくる予定とのことです。申請農地は、字車川原甲3305番 外1筆 田 1,018㎡、字車川原3304番 畑 123㎡、合わせて1,141㎡でございます。申請事由は、譲渡人は農業廃止のため、譲受人は相手方要望です。移転時期は許可日以降で、価格は全筆で6,635,150円ということで評価額を記載してございます。この案件であります。農地付き空き家として今回売買するものであります。農地付き空き家につきましては、別段面積ということで、通常50アールの経営面積が必要ですが、それが緩和されておりまして、空き家に附随する農地として認定したものに限っては1アール以上と設定されておりまして、令和2年11月の第36回総会で報告した案件であります。権利設定移転の別は所有権移転、経営状況は記載のとおりとなります。なお、農地付き空き家につきましては、登録申請があると、空き家バンクから農業委員会に通知が来ます。そこで農業委員が一度確認しておいて、附随する農地であるか確認し、農地付き空き家として認定するものであります。

受付番号2番、譲渡人 〇〇〇〇、譲受人 〇〇〇〇は 〇〇〇〇。申請農地は 下堀字村南51番3 外1筆 田 合計1,071㎡であります。申請事由としては、譲渡人が資金を必要とするため、譲受人が相手方要望であります。価格は10アール当たり500,000円です。権利設定移転の別は所有権移転で、経営状況については記載のとおりです。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
議案第18号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第 18 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第 5 条関係】

議長 次に、議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 1 番 譲渡人は、譲受人は。申請農地は、永井野字下川原 133 番 田 421 m² であります。移転時期は許可日以降で、価格は 1 m²あたり 713 円です。権利移転の理由は資材置場ということで、土地利用計画図をご覧になるとわかりますが、が経営するのすぐ南側が申請地になっております。工事着工及び完成は、許可日より令和 3 年 5 月 31 日の予定であります。建築物の名称及び面積は、砂利・山砂置場 108.75 m²、足場パイプ・型枠置場 155.3 m²、通路 156.95 m² 権利は所有権移転であります。なお、用途区域は準工業地域となっております。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。
本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号 1 番について、佐藤和人 委員より報告願います。

佐藤(和)委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
令和 3 年 4 月 8 日 午前 10 時から調査を行いました。出席者は、譲受人は、譲渡人はの代理として、行政書士の、福島県会津農林事務所より、企画部指導調整課の、町農業委員会より、眞鍋委員と私、事務局により現地調査をしております。

転用目的は譲渡人が経営する建築会社の資材置場です。付近への被害防止策などですが、表土を 10 センチメートルほど除去し、転圧することで土砂流出を防止します。農業用排水施設への被害防止策ですが、汚水排水は発生せず、雨水については、地下浸透させて処理します。よって、周辺の農業用排水施設への影響はありません。その他周辺の農地への影響ですが、北側は自社敷地で、西と東側は宅地となっているため、農地の分断等は発生しません。

南側に農地がありますが、十分な土砂流出防止策等も講じるので、周辺の農地への影響はないものと確認しております。

以上報告いたします。よろしく申し上げます。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 19 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 19 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第 20 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についての利用権設定を審議いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。まず、受付番号 1 番から 28 番について、質疑を求めます。

事務局次長 1 点補足として説明させていただきます。受付番号 7 番から 13 番まで、賃借料が無償となっておりますが、これらは耕作放棄地再生事業のものでありまして、10 年間無償で使用貸借契約を結び、そこを町の事業で再生するというものであります。

議 長 質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。受付番号1番から28番までについて、原案のとおり確認し、計画妥当と意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号1番から28番までについては原案のとおり計画妥当の意見を付すことに決しました。

次に、受付番号29番から43番を審議いたします。この案件については、委員が関係しておりますので、会議規則第11条の規定により、本名委員は退席願います。

— 委員 一時退席 —

議 長 それでは、受付番号29番から43番について質疑を求めます。

— なしの声 —

質疑なしと認め、採決いたします。

受付番号29番から43番までについて、原案のとおり確認し、計画妥当と意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号29番から43番については原案のとおり計画妥当の意見を付すことに決しました。

— 委員 着席 —

議 長 委員に申し上げます。

受付番号29番から43番については計画妥当と意見を付すことに決しました。

次に、受付番号44番から47番を審議いたします。この案件については、委員が関係しておりますので、会議規則第11条の規定により、委員は退席願います。

— 委員 一時退席 —

議 長 それでは、受付番号 44 番から 47 番について質疑を求めます。

— なしの声 —

質疑なしと認め、採決いたします。

受付番号 44 番から 47 番までについて、原案のとおり確認し、計画妥当と意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 44 番から 47 番については原案のとおり計画妥当の意見を付すことに決しました。

— 委員 着席 —

議 長 委員に申し上げます。
受付番号 44 番から 47 番までについては計画妥当と意見を付すことに決しました。
これをもって議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 20 号から第 24 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 20 号につきましては、相続による農地の取得でございます。3 件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思います。

【農地法第4条第1項第8号の規定による届出について】

事務局次長 報告第21号については、市街化区域の農地転用であります。
申請人は 。申請農地は字駅前2507番 畑 335
㎡です。転用目的は宅地造成です。

【許可の条件を履行したことの証明について】

事務局次長 報告第22号については、許可の条件を履行したことの証明書の発行であります。
申請人は 。申請農地は下堀字村南52番3 現
況は宅地 76㎡です。転用目的は通路用地です。許可書を紛失したことにより
証明書の発行を求められたものです。

【合意解約について】

事務局次長 続きまして、報告第23号 合意解約についてであります。合意解約書が2
件提出されております。
受付番号1番につきましては、次の配分計画と関連しておりますのでそちら
で説明いたします。
受付番号2番につきましては、奥様に借受人を変更しまして、奥様と家族経
営協定を結ぶものであります。

【農用地利用配分計画への意見について】

事務局次長 続きまして、報告第24号 農用地利用配分計画への意見についてでありま
す。受付番号1番ですが、さきほどの合意解約の受付番号1番と見比べていた
だきますと、同じ農地になっております。
一度公社と耕作者との契約を解除し、再度別の耕作者と契約するものです。
以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第5回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 30 終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議長 _____ 印
(松本 吉弥)

会議録署名人 _____ 印
(3番 村松 祐一)

会議録署名人 _____ 印
(9番 柴崎 陽)